

受 講 資 格 一 覧 表
---------------

	受 講 資 格	添付書類等
①	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	修了証の写し (表裏両面)
②	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	卒業証書 (学位記) の写し、又は卒業証明書 実務経験証明書
③	学校教育法による短期大学(修業年限が 3 年であるものに限り、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、建築に関して 3 年以上の実務の経験を有する者	
④	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 4 年以上の実務の経験を有する者(③に該当する者を除く。)	
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 7 年以上の実務の経験を有する者	
⑥	建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者	
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 108 号)による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務の経験を有する者	修了証の写し (表裏両面) 実務経験証明書
⑧	建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明書
⑨	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	
⑩	労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	
⑪	労働基準監督官として 2 年以上その職務に従事した経験を有する者	
⑫	②から⑪までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者(作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務の経験を有する者等)	作業環境測定士 登録証の写し 実務経験証明書